

奈良県公報

目 次

ページ

〇議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例（人事課）	一
〇議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例施行 規則の一部を改正する規則（人事 課）	一

公布された条例のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

- 1 条文の整備
地方公務員災害補償法の改正により、同法で使用する用語を引用する条文の
整備を行ったこととした。
監獄→刑事施設
- 2 施行期日
平成十八年五月二十四日から施行することとした。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成十八年五月二十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二
月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年五月二十四日から施行する。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二
年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年五月二十四日から施行する。

【定 価】 一 か 月 三 千 四 百 五 十 円 一 部 売 り 一 枚 に つ き 四 十 五 円 (共 に 、 送 料 別)

発 行 奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一二三二一〇代

印 刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。

